

お客さま各位

フコクしんらい生命保険株式会社

特定在宅治療支援特約の約款改定について

2019年4月2日より、解約返戻金抑制型医療保険専用の「特定在宅治療支援特約」を以下のとおり改定いたします。

1. 約款改定の内容

改定前	改定後
<p>特定在宅治療支援特約条項（抜粋）</p> <p>別表2 対象となる医師の指導管理 対象となる医師の指導管理とは、別表4に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（医師の指導管理を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。）により、つぎのいずれかの算定対象となる医師の指導管理をいいます。</p> <p>(1) 在宅自己注射指導管理料 (2) 在宅自己腹膜灌流指導管理料 (3) 在宅血液透析指導管理料 (4) 在宅酸素療法指導管理料 (5) 在宅<u>悪性腫瘍</u>患者指導管理料</p> <p>別表3 自己注射療法、人工透析療法および酸素療法 1. 自己注射療法 「自己注射療法」とは、自己（介助を要する場合の介助者を含みます。以下同じ。）の管理において注射器を使用して薬剤を<u>注射</u>する治療法をいいます。</p> <p>2. 人工透析療法 「人工透析療法」とは、自己の管理において血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう治療法をいいます。</p> <p>3. 酸素療法 「酸素療法」とは、自己の管理において酸素供給装置を使用して酸素を吸引する治療法をいいます。</p>	<p>特定在宅治療支援特約条項（抜粋）</p> <p>別表2 対象となる医師の指導管理 対象となる医師の指導管理とは、別表4に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（医師の指導管理を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。）により、つぎのいずれかの算定対象となる医師の指導管理をいいます。</p> <p>(1) 在宅自己注射指導管理料 (2) 在宅自己腹膜灌流指導管理料 (3) 在宅血液透析指導管理料 (4) 在宅酸素療法指導管理料 (5) 在宅<u>悪性腫瘍等</u>患者指導管理料</p> <p>別表3 自己注射療法、人工透析療法および酸素療法 1. 自己注射療法 「自己注射療法」とは、自己（介助を要する場合の介助者を含みます。以下同じ。）の管理において注射器を使用して薬剤を<u>注射（注入ポンプを用いた薬剤の注入を含みます。）</u>する治療法をいいます。</p> <p>2. 人工透析療法 「人工透析療法」とは、自己の管理において血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう治療法をいいます。</p> <p>3. 酸素療法 「酸素療法」とは、自己の管理において酸素供給装置を使用して酸素を吸引する治療法をいいます。</p>

2. 対象商品

・特定在宅治療支援特約

※特定在宅治療支援特約は、自宅など在宅（病院や診療所以外の場所）で受ける所定の自己注射療法・人工透析療法・酸素療法を保障する解約返戻金抑制型医療保険専用の特約です。

※すでに特定在宅治療支援特約にご加入いただいているお客さまのご契約について

今回の改定は、特定在宅治療支援特約にすでにご加入中のお客さまへも同様のお取扱いをいたします。（お手続きは不要です。）

お客さまからのご連絡・お問い合わせは、[ホームページに記載のお客さま相談窓口](#)にて承っております。

以上